

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : (株) トーワ技研工業
業者の住所 : 大阪府大阪市淀川区宮原 1 - 1 8 - 2 0
2. 競争参加停止措置期間 : 2025 年 7 月 29 日 ~ 2025 年 10 月 28 日
(3ヵ月)
3. 事 実 概 要 :

株式会社トーワ技研工業は、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。

(1) 株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注の工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた A 氏を専任の主任技術者として配置したことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

(2) 株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注の A 工事において、建設業法第 2 2 条第 2 項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

また、大阪市発注の B 工事において、建設業法第 2 2 条第 2 項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。さらに、B 工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていた C 氏を専任の主任技術者として配置するなど適格な主任技術者を配置しないなど（また、C 氏は工期の後半には他の工事現場の現場代理人でもあった）、建設業法第 2 2 条第 1 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。以上のことが建設業法第 2 8 条第 3 項に該当するとして、大阪府より 2 2 日間の営業停止処分を受けた。
4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社トーワ技研工業が建設業法の規定により監督処分（指示処分及び 2 2 日間の営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第 2 第 12 号（建設業法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
1 ~ 1 1 略	
1 2 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
1 3 ~ 1 5 略	